

# むつ都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の変更（県決定）

---

青森県 都市計画課

# ○整備、開発及び保全の方針とは

---

## (区域マスタープラン)

おおむね20年後の都市の将来像を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めたもの

都市計画法改正により平成16年に新しく決定された後、2回目の見直し。

5年毎に行っている都市計画基礎調査を基に変更。

# ○何を定めるのか

---

**(1) 都市計画の目標** → 将来の都市像

**(2) 区域区分の決定の有無**

市街化区域と市街化調整区域に分けるか否か

(線引き都市計画区域にするか非線引き都市計画区域にするか)

**(3) 主要な都市計画の決定の方針**

① 土地利用

③ 市街地開発事業

② 都市施設の整備

④ 自然環境の整備又は保全

# ○社会情勢の変化と見直しの視点

---

青森県都市計画基本方針（平成22年策定）に基づき、次の視点で見直し

## 社会情勢の変化

- 本格的な人口減少時代の到来
- 少子高齢化の進展
- 地球規模の環境問題
- 財政的な制約の顕在化等

## 全県的な見直しの視点

- ①コンパクトな都市づくり
- ②優良な農地や身近な自然・緑地の保全

# むつ都市計画区域マスタープランの概要

---

## (1) 都市計画の目標

### i) 基本事項

#### ① 都市計画区域の範囲及び規模

むつ市の行政区域の一部 約15,823ha

#### ② 目標年次 令和22年

### ii) 都市づくりの基本理念

『笑顔かがやく 希望のまち むつ』

# 都市づくりの目標

---

## ① 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくり

- 規模や地域特性に合った生活利便性が高く、環境負荷の低減に配慮したコンパクトな都市の形成
- 地域間、市街地間を機能的に結ぶ道路ネットワーク、誰にでもやさしい公共交通ネットワークの構築
- 少子高齢化社会に対応した安全・安心で利便性の高い生活環境づくりと都市施設の改善

## ② 豊かな自然環境を保全し、共生する都市づくり

- 豊かな自然や農地の保全
- 市街地における水辺・緑空間の創出や景観を創造し、身近な自然環境と共生する都市環境の形成
- 身近な自然環境や歴史・文化などの地域資源を活用した都市環境の形成

# 都市づくりの目標

---

## ③ 地域資源をいかした活力ある都市づくり

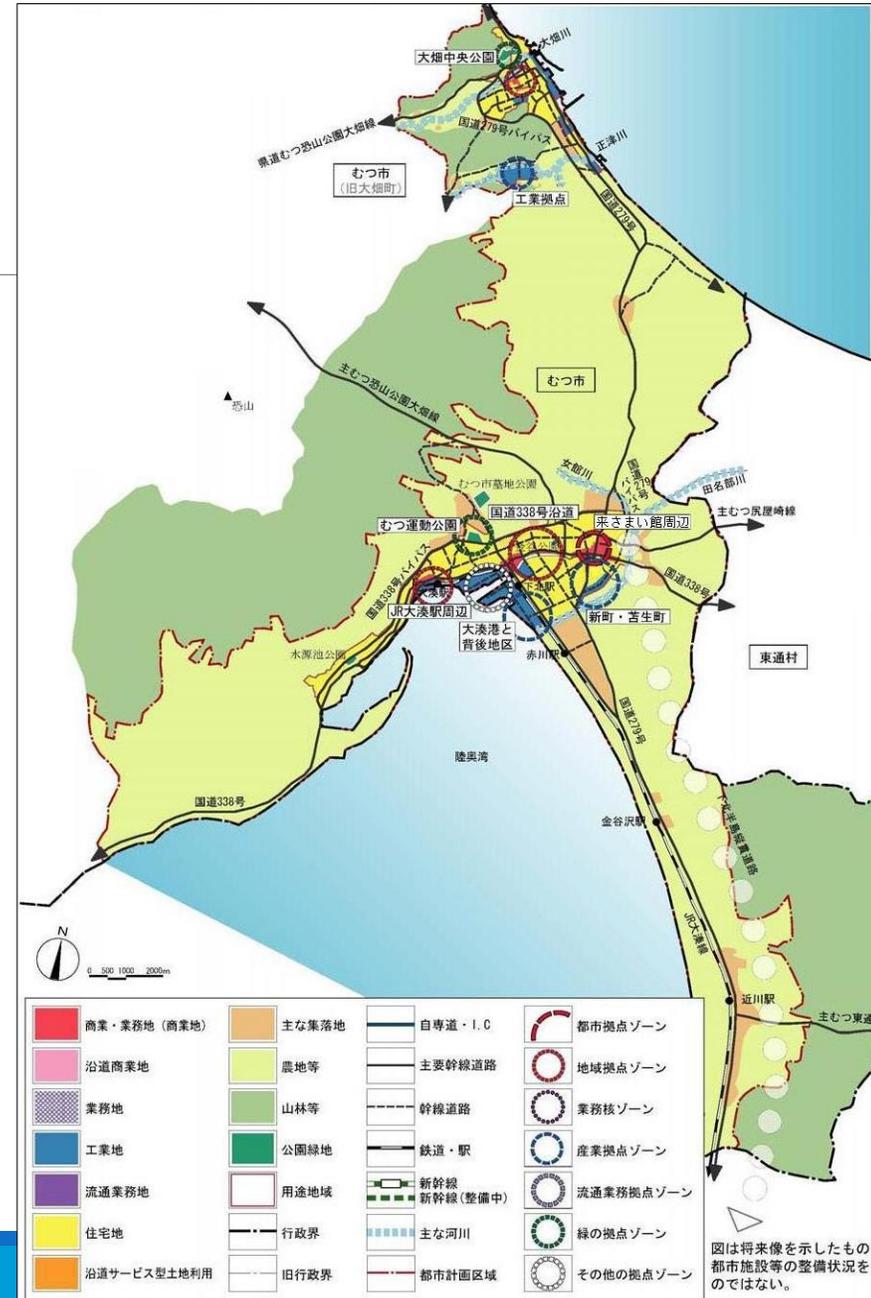
- 地域の特性をいかした地場産業の育成
- 地域特性をいかした優良企業の誘致による地域雇用や定住人口の拡大
- 自然環境・景観や歴史・文化資源などの地域資源を活かした観光振興を支援する都市基盤の整備

## ④ 下北圏域の中心都市としての機能充実と広域交通ネットワークの形成

- 下北圏域の中心都市として、圏域全体を受益圏とする都市機能の維持・充実に図り、広域交通ネットワークの核となる都市づくりを進める。

## (2) 区域区分の決定

これまでと同じく  
**区域区分を定めない**  
 (非線引き都市計画区域)



## **(3) 主要な都市計画の決定の方針**

---

### **① 土地利用**

業務地、商業地、工業地、住宅地を適切に配置

### **② 都市施設の整備**

都市計画道路や下水道の整備

### **③ 市街地開発事業**

地区計画制度等の活用

### **④ 自然環境の整備又は保全**

自然環境や景観構成の保全

# ①土地利用

---

## a 商業・業務地

- ・むつ地域の田名部地区と中央地区、大畑地域の新町地区を商業・業務地とし、商業・業務機能の強化・充実を進め、居住機能を複合させて定住人口の増加

## b 工業地

- ・むつ地域の臨港地区や大畑地域の水産加工施設の集積が見られる地区を工業地とし、下北半島縦貫道路へのアクセスに配慮した工業機能配置

## c 住宅地

- ・商業・業務地の周囲に広がる住宅地では、都市基盤の整備により、快適な居住環境の形成
- ・適正な宅地開発の誘導とオープンスペースの確保等による防災性の向上を図った秩序ある都市形成
- ・田名部地域の商業・業務地の周辺では、定住人口の増進を図る居住地域とした住宅地の形成

## ②都市施設の整備

---

### (1)交通施設

- 下北半島縦貫道路と主要な幹線道路を組み合わせた道路網体系の構築とともに、むつ来さまい館周辺の公共交通機関の円滑な利用の促進

### (2)下水道及び河川

- むつ市公共下水道全体計画及びむつ市特定環境保全公共下水道全体計画に基づき、下水道区域を明確にし、他事業との連携を図り、計画的かつ効率的な下水道整備
- 下水道が計画されていない地域では、合併処理浄化槽の導入を誘導
- 田名部川及び新田名部川については、田名部川水系環境整備計画に基づき整備
- 大畑川等の河川については、防災性に配慮しながら親水性のある河川の整備や改修事業を進め、潤いのある人と自然にやさしい水辺空間の創出

### ③市街地開発事業

---

- むつ来さまい館周辺とJR大湊駅周辺の市街地では、都市防災やアメニティの向上、人にやさしいまちづくりの観点を踏まえ、市街地開発事業や地区計画制度等を進め、道路等の施設の機能向上や土地の有効利用
- 大畑地域の国道279号の北側や新町通り等の市街地では、市街地開発事業等により安全で快適な住環境の形成

### ④自然環境の整備又は保全

- 河川緑地や山林、社寺林、海岸等の自然環境は、保全と活用を図り、健康的で安全かつ文化的な緑あふれる都市づくり

# 今後のスケジュール

---

## ○素案の縦覧

10月12日（月）～10月26日（月）  
（県都市計画課、市都市計画課、県HP）

## ○公聴会

11月4日（金）午前10時30分 むつ市役所

○変更案の縦覧 11月中旬予定

○意見書の受付 11月下旬予定

○変更案の縦覧、意見書の受付、国との協議、都市計画審議会等を経た後、決定